

# 学生等の学びを継続するための緊急給付金について(案内)

コロナの影響により世帯収入・アルバイト収入が減収し、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、修学の継続が困難になっている学生に対し、国から給付金が支給されることになりました。

日本学生支援機構の給付奨学生で12月10日受給者については、12月22日に学生課からメールでお知らせしたとおり手続き不要で給付金が振込されます。よって、今回の案内による申請は対象となりません。

## 1 対象者の要件(基準)

次ページに記載しています。国の要件では、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナの影響でその収入が減少していることなどを満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学において判断します。

## 2 申請方法 1月17日(月)までに3の書類を1号館事務局前の所定のレターボックスに提出

※受付を確認しましたら1月18日(火)までにその旨メールします。届かない場合は19日(水)中に学生課学生係までお問い合わせください。

※郵送可。その場合は事前に学生課にメールしてください。

## 3 提出書類 各様式は1号館事務局前に配置または大学ホームページに掲載しています。

- ① 様式1 申請書 ★必ず記入例を見て記入してください
- ② 様式2 誓約書 ★必ず記入例を見て記入してください
- ③ 必要書類 ★本案内の2-3ページを確認してください。

【お願い】提出の際は書類がバラバラにならないよう、封筒に入れるまたはクリップで留める等してください

## 4 支給額 10万円 ※本人口座に振込

## 5 支給日 申請後、大学での選考を経て推薦した後に手続きされ、随時支給となることから振込日は不明です。決定通知は無いため各自通帳を記帳し確認してください。

## 6 その他詳細 文部科学省ホームページをご覧ください。

『学生等の学びを継続するための緊急給付金(令和3年度)>学生の皆様向けページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html)

### 【問い合わせ先】

担当 名寄市立大学事務局学生課学生係  
Tel:(01654)2-4194  
Mail:gakusei@nayoro.ac.jp

対象者の要件(基準) 以下の①～⑤を満たす者として大学が推薦する者

要件	要件の詳細	必要書類
<p>①原則として自宅外で生活をしている (※1)自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象</p>	<p>(※1)自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます</p>	<p>自宅生のみアパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等</p>
<p>②家庭からの多額の仕送りを受けていない(※2)</p>	<p>(※2)自宅外の多額の仕送りとは家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料を含む 入学料を含まない)を目安とします。 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り額</p>	
<p>③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない</p>		<p>コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合は受給証明書等を提出。 提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入</p>
<p>④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており(※3)、1)～3)のいずれかの状況となっている</p> <p>1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している <b>解説:2021年4月以降から現在まで状況が継続している方</b></p> <p>2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し(※4)、その状況が本年度になっても改善していない <b>解説:減少前と比較し、2021年4月以降も50%以上の減収が改善されていない月がある方が対象です。(現在は改善している場合も対象)</b></p>	<p>(※3)バイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当も収入とみなします。 (※4)2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。</p>	<p>1)申請書の「3. 申し送り事項」に事情等を記入</p> <p>2)バイト先からの給与明細や振込口座の預貯金通帳の写し等(2020年1月以降の2か月分で減少がわかるもの※減少がわかるものが2020年度に係るものである場合、2021年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること) 提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」に事情と金額を記入</p>

<p>3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている</p>		<p>3)他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等(提出可能な場合) 提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入</p>
<p>⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす</p> <p>1)高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 解説:現在、第一種奨学金を限度額※1まで借りており、今後、新制度※2の申し込みをする予定の方</p> <p>2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 解説:現在、第一種奨学金を限度額※1まで借りており、新制度※2は対象外のため利用していない方</p> <p>3)要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者 解説:新制度※2および第一種奨学金は要件を満たさないため利用できないが、その他制度(大学独自の奨学金、民間奨学金)を利用している、または利用する予定の方</p>	<p>※1 収入が一定以上で第一種奨学金の最高額 5万1千円が選択できなかった方のみ、4万円が限度額となります。</p> <p>※2 給付奨学金・授業料減免制度(大学独自の制度は除く)のことです。</p>	<p>以下に係る認定書の写し(提出可能な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種奨学金(奨学生証)</li> <li>・大学等独自の奨学金</li> <li>・民間等による支援制度等</li> <li>・外国人留学生学習奨励費</li> </ul> <p>提出できない場合は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入</p>

なお、大学が推薦するにあたっては、以下の状況について配慮します。該当する場合、「3. 申し送り事項」に事情等を記入してください。

- ・ 多子世帯やひとり親世帯などの家庭状況に関する考慮すべき事情を有する者
- ・ 本年度、大学等独自の授業料減免や納付猶予などを申請し、申請が認められた者又は申請が認められなかった場合であっても、減免等の要件に準ずる(「準ずる」の目安として、例えば家庭の収入の要件で申請が認められなかった場合も、収入要件の20%程度以内であった者等)など経済的理由により修学の継続が困難となっている者
- ・ 本年度において、経済的な理由で休学又はいわゆる留年をせざるを得なかった者
- ・ その他、本緊急給付金を受給すべき特段の事情を有する者